

神戸市立学校プール開放事業要綱

平成 27 年 3 月 6 日教育長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和 42 年 10 月教育委員会規則第 10 号）に基づき、神戸市立学校プール開放事業（以下、「プール開放」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 プール開放は、社会教育事業の一環として、神戸市立学校のプールを、学校教育活動に支障のない範囲において開放することにより、市民の健康増進を図り、学校施設を地域主体の生涯学習の拠点とすることを目的とする。

(開放施設)

第 3 条 プール開放を実施する学校（以下、「開放校」という。）は、教育長が定める。

2 プール開放の期間・曜日・時間等については、別表第 1 に定める。

(企画及び運営の委託)

第 4 条 プール開放の企画及び運営等については、神戸市立学校施設開放事業要綱に定める学校施設開放運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に委託する。ただし、遊泳監視業務は無償とする。

2 運営委員会は、実施一週間前までに教育長に対し、利用計画等を提出するものとする。

3 前項の規定によって提出された利用計画等に基づき、別表第 2 により委託料を支払うものとする。

(指導員)

第 5 条 開放校には、運営委員会が選任する専任指導員 1 人及び指導員 4 人（50m 以上の大規模プールの場合は指導員 6 人）以上（以下、「指導員等」とする。）を置き、開放施設の管理、利用者に対する安全指導等を行わせる。

2 指導員等は満 20 歳以上 70 歳未満の者とする。ただし、遊泳監視業務以外のみを担当する者は満 20 歳以上とする。

3 専任指導員はプール開放に関する業務を統括する。

4 運営委員会は、指導員等に対して、遊泳監視業務以外の業務について、別表第 2 に定める範囲内で出務手当を支払うことができる。

(実施報告)

第 6 条 運営委員会は、当該年度の事業終了後速やかに、市長に実施報告しなければならない。

2 前項の規定によって提出された実施報告に基づき、別表第 2 により委託料を支払うものとする。

(開放利用者)

第 7 条 プール開放を利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 市内に在住する児童とその保護者

(2) 市内に在住、在勤又は在学する者

(3) 運営上の安全等、合理的な理由があるとして、各運営委員会が別途定める者。

(利用の禁止)

第 8 条 前条の規定にかかわらず、運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、プール開放の利用を禁止するものとする。

(1) 営利を目的とした利用と認められるとき

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき

(3) その他学校教育や第 2 条に規定する目的に反する等運営委員会が施設の管理・運営上支障があると認められるとき

(事故の責任)

第 9 条 プール開放中に発生した事故については、施設又は設備の不備に基づくものを除き、すべて利用者の責任とする。

(利用者の賠償責任)

第 10 条 利用者は、プール開放中に施設又は設備を破損若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行細目の委任)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が決定する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 9 日から施行する。

別表第1

期間	曜日等	時間
7月から8月	土曜日・日曜日・祝日	10:00 から 16:00 1回あたり2時間

※土曜日・日曜日・祝日利用を原則とするが、各学校施設の利用状況に応じて、平日利用も可とする。

別表第2(委託料単価表)

(単位:円)

委 託 料 等 項 目	金 額
定額部分(年額)	40,000
実施回数連動部分(単価)	1 回につき 15,500
50m以上の大規模プールの場合	1 回につき 20,500
※実施回数に応じて最大 10 回分まで支払う	

※委託料の金額については、消費税等を含む。